

広報紙の印刷及び新聞折込業務に関する措置請求

(受付日：令和3年4月15日)

1 請求内容（要旨）

愛媛県知事が、広報紙の印刷及び新聞折込業務に係る業務委託料として(株)愛媛新聞社に支出したもののうち、令和元年6月から令和2年4月までに支出した 34,554,971 円及び同年6月から令和3年3月までに支出した 27,672,275 円の返還を命じることを怠る行為は違法である。

よって、本件請求人は、同社に対し上記金額を愛媛県に返還するよう命じることを求めるほか、違法又は不当な公金支出について責任を有する者に対して、本件業務の変更又は停止及び当該損害の補填その他の必要な措置を講ずるよう愛媛県知事に勧告することを愛媛県監査委員に求める。

また、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

2 監査委員の決定

却下

3 決定（却下）の理由

本件請求のうち、令和2年3月までの支出については、請求期限を経過していることから、地方自治法第 242 条第2項に規定する要件を欠いており、補正の余地も認められないので、不適法な請求であると判断する。

また、同年4月以降の支出については、請求人の主観的な見解に基づく自論を展開するのみで、監査の端緒となり得るような違法又は不当とする具体的理由及び客観的根拠の摘示などがなく、同条第1項に規定する要件を欠いており、これ以上、補正の余地も認められないことから、不適法な請求であると判断する。

なお、請求人が求めている個別外部監査契約に基づく監査は、地方自治法に基づく適法な請求であることが前提であるから、本請求について個別外部監査契約に基づく監査を行うことが相当か否かの判断は行わない。